

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
会議名 (審議会等名)	令和7年度 第2回 嬉野市伝統的建造物群保存地区保存審議会		
開催日時	令和8年3月13日 14:00～16:00		
開催場所	嬉野市中央公民館 視聴覚室		
傍聴の可否	○可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委員	伊東 龍一、大森 洋子、松尾 光一、森 繁晴、杉光 敬一郎、坂本 紀美子、高島 郁子、森 聡子 (欠席者 後藤 隆太郎、三島 伸雄、森 四朗、中原 敏文、田中 雅喜)	
	事務局	教育長、教育部長、教育総務課長、教育総務課副課長、教育総務課職員2名	
	その他	設計士4名、佐賀県文化財保護活用室職員1名	
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	(1) 議題 (2) 名簿 (3) 各種図面 (4) 保存計画改訂に関わる資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
議 題	令和7年度事業の報告について		
内 容	事務局より令和7年度事業の報告を行い、担当設計士が補足説明を行った。		
審議経過	事務局	A家主屋について、2か年にわたる工事が2月末に終了し、完了検査を行った。今年度は主に外壁の漆喰の仕上げや離れの裏庭側の工事が行われた。	
	設計士	補足。令和7年度は主に外壁の漆喰の仕上げや雨樋の工事を行った。これまで中庭側は手つかずであったが、修理を経て立派な建物であることが分かった。令和6年度に大きな工事を行ったため、令和7年度は小規模な工事で、3か月ほどで終了した。	
	委員	事前に現地を確認したが、立派に修理されている。また中庭側をみたところ、大きな雨樋があるが、その処理をする溝が小さい。昨今の大雨の際に水がはけないことが懸念される。また溝が建物の下を通っているため、床下まで水がくるのではないか？	
	設計士	排水は溝だけでなく、水路がある。水路につながる石垣に彫刻できれいに穴がくり抜かれて排水されている。この遺構の改変は避けたく、保存の面から壊すことはやめた。そのため別の方法を検討しており、現地で再び説明する。 ※現地にて 土が溜まっており、実際の溝は深かった。所有者に溝さらいをするよう委員からの指導があった	
	事務局	次にB家の修景について、委員の意見や文化庁の指導により真壁造の町家を選択した。1階部分は見えないため2階のみの修景となっている。	
	設計士	特別な補足はないが、トタンの壁を板壁にし、アルミサッシの上に木製の建具を設置した。上部の漆喰については付け柱をして漆喰で仕上げた。	
	松尾	疑問ではないがB家図面について、図面には設計と書いてあるが、「現況」とした方がよい。	
	設計士	「設計」を「現況」としてほしい。	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
議 題	令和8年度事業報告について		
内 容	事務局より、令和8年度事業の概要説明をおこなう。		
審議経過	事務局	<p>国重要文化財西岡家住宅について、消防署からの指摘や近年の文化財の焼損事例を受けて防災設備の更新を図る。令和7年度は県の防災アドバイザーからの指導を受け、2か年の工事を計画している。令和8年度に設計事務、令和9年度に工事に入る予定で、この事業にかかる予算の審議を今3月議会に諮っている。</p> <p>【質疑】</p>	
	委員	<p>防災設備工事とあるが、これは防災計画の改訂か、それとも実際に工事をするのか。</p>	
	事務局	<p>防災計画も今後改訂をするが、実際に工事をして敷地全体に設備する。</p>	
	委員 事務局	<p>主屋以外にも防火設備をつくるということによいか。 その予定である。</p>	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
議 題	令和8年度事業の審議について		
内 容	事務局より、令和8年度事業について報告し、審議を行う。設計士より補足説明を行う。		
審議経過	事務局	<p>(審議)</p> <p>(1) C家主屋の修理方法について</p> <p>第1回伝建審議会で大枠の修理内容について審議し、文化庁の国庫補助事業に申請している。その中で修理内容や漆喰修理方法について、設計士からの説明の後、審議や質疑応答をお願いします。</p>	
	設計士	<p>近年の大雨に樋が追い付かず、水が漏れたことで漆喰に割れや剥がれが生じたため、その復旧を行う。雨対策として樋を120mmと既存のものより大きくする。また外壁の塗装の劣化も見られ、日のあたる南と東側を塗りなおす予定である。調査をすると、ケラバ漆喰について、ケラバつまり妻側の軒先では以前平瓦を漆喰でまいていたこともあり、そこから雨が入りこんだ。今ではケラバ瓦の上にまいている。ひび割れができやすいが、ケラバ漆喰の上に樹脂を塗ることで耐水性を向上させる。併せて樋を大きくすることで雨に備えた工事を行う。</p>	
	委員	<p>(質疑)</p> <p>軒先の漆喰は雨どいからあふれた水が原因で落ちたのか。木舞<small>こまい</small>(土壁の下地)が見えている。</p>	
	設計士	<p>そうである。雨樋にはききらず、壁に繰り返し当たり、土に水がしみこんだことで緩み、重くなって落ちたと考えられる。壁が黒く汚れているのも上から流れてきた雨のせいだろう。</p>	
	事務局	<p>(2) 保存活用計画の改訂について</p> <p>塩田津重要伝統的建造物群保存地区の保存計画の改訂について報告する。2005(H17)年度作成した後、基本的に特定物件の増減と市町合併時の名称変更のみの変更で、作成後20年間、骨格となる計画自体に変更はない。2019年文化財保護法改正により保存活用計画となり、翌2020年度に示された文化庁の保存活用計画の指針では塩田津保存計画に明</p>	

	<p>記がない項目の追加もある。今回、修理修景許可基準については、見直しする必要がないと判断されたため、今回は保存計画本文の「活用」についての追記が主で、一部古地図などの歴史史料の知見による内容修正がほとんどである。そのため、今回の審議会では特に、補助金の上限額の増額変更と特定物件の現時点での整理について、審議してほしい。</p> <p>なお、活用についての追記を含め、本文全般について文化庁や県文化課からの指導を踏まえ、保存活用計画の修正を進めている。</p> <p>①補助上限について</p> <p>補助金上限額の改定について、伝建地区選定直後に近い修理物件について、全体的な工事をおこなった居蔵と真壁町家で当時の実績額に、現在の単価を入れたところ、約2倍に上昇している。また、地区内には修理を控える大型物件が複数あり、修理物件数は全体の約60%で、特定物件の半分ほどしか修理が終わっていない。また、上町や山下地区では修景による景観調和も不十分と考えられる。補助金の改正案について別表のとおりとして提案する。市の予算の都合を勘案しての改正案となっている。なお、今回欠席した学識者にはメールでご連絡していますが、現時点で返信はありません。</p>
会長	はじめに設計士より、現場からの意見を伺いたい。
設計士	資材費の高騰は著しく、建物全体を修理するならばそれなりの金額になる。資料の改正案の見積もりでは追いつかない実態はあるが、増額はありがたい。また職人も減少しており、これからはもっと減るだろう。
設計士	実費としては倍になっているが、改正案は倍額ではないから、このくらいの補助金で対応できるかは疑問である。
委員	資材費や人件費が高くなり各伝建地区で補助金額が上昇している。また一年あたりの修理物件を減らし、その分一件ごとの修理を手厚くしている事例もある。単純な増額は疑問が残るため、現場の声をよく聞いてみるべき。ただ2か年でできる物件は2か年で実施するなどの方法を取ればこのくらいでも大丈夫かもしれない。
事務局	ただ補助率の表記について「8割以内」としている理由は何か？5割や6割とも捉えられかねない。
委員	以前から「8割以内」という表記になっている。金額についてはすべて8割を出している。表記について修正をする。またこの表記には端数処理も含まれる。
委員	端数はでてしまう。
委員	工事費は端数を切ることがある。
委員	市の事情によるところはある。
事務局	行政としては、工事費について端数を切り捨てることもあるため財政の手法として8割以内という書き方をする。8割と表記する方が誤解を招かないと考えられる。

会長	嬉野市の財政規則によるところはあるだろうが、事務局は記述の検討もお願いします。
事務局	<p>財政部局と確認した上で、備考欄などに追記するなどの方法を検討する。</p> <p>また改正案の金額では安いという意見もあった。事務局としても2倍の金額を提示したいが、市の財政部局との調整も必要であるため今回この金額を提示した。この意見を受け、補助金上限の増額改定については持ち帰り、検討する。保存活用計画改訂のスケジュールもあるため、事務局の方で協議し書面等で委員に了解を得て、審議会で承認という形をとってもよいか。</p>
設計士	補助金の上限を上げることは実際に可能なのだろうか。
委員	今回提示された金額は財政部局との協議の上での結果なのか？
事務局	財政部局との審議はこれからである。1.5倍ならば通るのではないかと考えているが、審議会の場でより上げた方がよいという意見が出たことは伝える。
委員	補助金はあくまで市の財政あってこそのものであるため、検討した結果、2倍は難しいということもありえるだろうが、市が決めることであるためよく協議して上げてほしい。
会長	他に質疑はございますか。
委員	保存活用計画改訂の本文について、2ページ目に「慶応2年12月16日」とあるがここはなぜ具体的な日付が書かれているのか。
事務局	慶応2年12月16日は西暦にすると1866年ではなく、1867年1月何日となり、元号と西暦が合わなかった。そのため具体的に表記し、正しい西暦を追記している。この慶応2年も塩田町考図の記述をもとにしている。
委員	この表記であると、慶応2年12月16日を境に一気に変化したという印象になってしまうため、誤解を招かないよう年号は消した方がよいのではないか。
事務局	<p>また11ページについて、修景の項の耐震補強は補助の対象外であるというのは？嬉野市の要綱などに入っていないのか？</p> <p>文化庁から国庫補助事業の修景において耐震補強は補助対象外であると指導があったためそのようにし、一般の補助金の紹介に努めると追記した</p>
事務局	<p>②抹消</p> <p>今年度、特定物件の有無について調査を行った。塩田津では市が把握していない建物の除却はないが、工作物や環境物件では該当するものがあった。そのため、今回計画改訂に合わせて整理を行いたい。</p> <p>まず石造物の B29 については、現存するが計画策定当時の位置から</p>

		動いている。B40～42、50については、現地になく当時の関係者に聞き取りの結果、現在存在していないことがわかった。
		環境物件 D9、13、15についても、現地になく当時の関係者に聞き取りをした結果、現存しない。これらの中で移動しているものについては現在の位置に修正し、現地にはないものは計画から抹消する予定である。
	委員	環境物件の樹木について届出がないということは、住民の理解不足か？所有者は樹木が環境物件であることを把握しているのか。行政についても持ち主や責任者を整理できているのか？年に1回は特定物件の確認の機会を設けるべきである。
	事務局	そのようにします。
	会長	これらの環境物件はどこにあるのか。
	事務局	D9は桜の木で中町にある邸宅の庭木。D13、15はムクの木で立傳寺の高台にある。補足として、一昨年より台風による樹木の被害が多かったため、樹木医による診断を行った。その結果このD12～16の内2本が立地を含めて危険であり、うち1本は今すぐに伐採した方がよいとの診断が下り、所有者にも報告している。実際に当時のストリートビューなどを見ると危険性がわかる。
	委員	危険でも届出が出されて伐採する、ということはある。届出なしで伐採はあまりよいことではない。「知らずにやってしまった」ということがあれば周知すべきである。
	委員	B29の恵比寿像について、元々はD家にある桜の木の根元にあった。その前はごましお横丁にあり踏み台のように使われていたため、Dさんが自宅に移された。しかし桜の根が盛り上がったことで恵比寿像が倒れそうになっていると自分に相談があったため、自宅の敷地に移動させた、という経緯がある。現在は班の恵比寿像として管理している。
	会長	それはいつ頃のことか。
	委員	伝建に選定された後のことだと思う。
	委員	先ほどのお話を受けて、こうした経緯を記した書面などは作っているのか。移さないといけなかったという経緯をまとめたものをつくるべきである。樹木の伐採等は基本的に許可申請制であることを周知して、行政が判断し、把握しておくべきである。また石造物は場所に意味がある可能性もあるため移動は慎重にするべきである。移動させる場合は許可申請をして判断すべきである。B（工作物-石造物）とD（環境物件）は管理者を整理すべきで、手続きを経てやむを得ずそうなることもあるが、保存すべきものとして、そのようになっていることを理解してもらおう。
	事務局	そのようにする。
	委員	B40～42の石造物がなぜないことがわかったのか。比較的小型だと持ち出しの場合もあり心配である。別の対策も必要になる。
	事務局	これらの工作物はすべて敷地の整理の際になくなっていることが判明

	<p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p>	<p>している。特に B40～42 の石造物は本應寺の墓地にあったもので、特定物件としては比較的大型で、容易に持ち出すことができるものではないというのが事務局の考えである。地元の方はイノシシによる倒伏の被害も懸念している。</p> <p>確認であるが、この無くなった石造物は所有者が撤去したのか？</p> <p>そのようである。調査の際、これらの石造物を見つけられず、地元の方と協力して探したところ、そのようなことを聞いた。</p> <p>自ら撤去したということか</p> <p>そのようである。聞き取りをしたところ、無くなったのは恐らく伝建選定直後と思われる。</p> <p>本應寺では駐車場の造成などで大規模な整理が行われた。恐らくその際に移動したと考えられる。</p> <p>特定物件を勝手に移動させることは問題があり、抹消にも手続きが要る。所有者がわからないなら確認したほうが良い。また物件を登録する際には所有者の同意が必要であるが、リストはあるのか？</p> <p>確認中であるが、リストはある</p> <p>リストは所在地であり、所有者は不明であると思う。同意もあつたかは疑問である。</p> <p>所有者とのやりとりも確認する。また、地区が管理している物件などは特定物件となりえないのか？</p> <p>地区が所有者として承認する場合は可能である。地区長などがその経緯を残し、引き継いでいけばよい。</p>
その他		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
議 題	その他		
内 容	伝統的建造物群保存地区についてその他の連絡事項を報告した。		
審議経過	事務局	<p>(1) 伝建審議会委員の任期について 伝建審議会の委員の任期が今年、令和8年3月31日までとなっている。引き続き皆様をお願いしたいと考えている。</p>	
	事務局	<p>(2) 伝建 de スタンプラリーの結果について 伝建 de デジタルスタンプラリーというイベントが令和6年8月より始まり、令和8年1月25日に終了した。約9500人が参加し、習得されたスタンプの数が集計された。その中で塩田津のスタンプ獲得数は九州では2番目でした。</p>	
その他			